

新たな文化施設の整備に関する基本構想（素案）

令和●年●月

鳥取市

目次

はじめに.....	1
I. 新たな文化施設を取り巻く環境.....	2
1. 文化施設の検討にあたって求められる視点	2
2. 鳥取市内の文化施設の現状と課題	6
3. 市民のニーズ.....	10
II. 新たな文化施設の基本的な考え方	17
1. 基本理念（目指す姿）	17
2. 新たな文化施設の役割.....	18
3. 既存施設の取扱い.....	18
III. 新たな文化施設の機能	19
1. 施設機能	19
2. 施設計画・整備において配慮する事項	23
3. 施設計画・規模に関する基本的考え方	23
IV. 整備・運営手法について.....	24
V. 管理運営の考え方.....	24
1. 管理運営の基本的な考え方	24
2. 運営組織	24
VI. 今後の進め方	24
1. 今後のスケジュール	24
2. 基本計画の策定向けて.....	24
資料編	24

文化芸術は、私たちの心や生活に潤いや豊かさをもたらすと同時に、ひとびとの創造する力を育てます。また、文化芸術を通じて、人と人が結び付くことでまちの活性化やまちの魅力を高めることができることから、鳥取市では、鳥取の地域性を活かし、文化芸術をさらに発展させ、みらいにつなぐことが重要であると考え、様々な施策を展開してきました。

鳥取市には、市民の文化芸術活動の拠点となる機能・施設として、市民会館、福祉文化会館、文化センター・ホールがあり、市民の活動を支えてきましたが、いずれの施設も稼働から 50 年前後が経過し、施設・設備の老朽化などの課題を抱えています。そのため、平成 31 年 2 月以降、庁内の関係会議や有識者や公募委員による検討委員会の開催などを行い、ホール等文化施設のあり方について検討を行ってきました。

各種検討を経て、令和 6 年 2 月に策定した「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）では、ホール等文化施設の基本的な方向性が示され、新たな施設に導入する機能のイメージをお示しました。また、令和 6 年 8 月からは「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」を設置し、基本方針を踏まえて新たな文化施設の目指す方向性（基本理念）や機能の検討を行って頂きました。

本基本構想は、本委員会からのご意見を踏まえつつ、鳥取市として、今後の新たな文化施設の整備に関する考え方を定めたものになります。

<これまでの経緯>

平成 31 年 2 月	「市民会館等文化施設のあり方検討庁内会議」を設置 庁内関係課で構成、計 8 回開催 文化施設のあり方を調査・検討
令和 4 年 8 月	「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」を設置 有識者や公募委員をメンバーにて構成、計 5 回開催 展示・ホール機能などを有する文化施設のあるべき姿について検討
令和 5 年 5 月	「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」より提言書を受領
令和 5 年 6 月	「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針（素案）」を策定
令和 5 年 6 月	市民政策コメントの実施
令和 6 年 2 月	「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」策定
令和 6 年 8 月	「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」設置

I. 新たな文化施設を取り巻く環境

1. 文化施設の検討にあたって求められる視点

(1) 国・県等の文化振興政策

① 文化芸術基本法

文化芸術基本法は、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的として平成 13 年 12 月に制定された「文化芸術振興基本法」が改正されたものであり、平成 29 年 6 月に施行されました。

また、令和 5 年には、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。令和 5 年度から令和 9 年度において推進する 7 つの重点取組が設定されています。

文化芸術基本法

(基本理念)

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律は、文化芸術振興基本法（現文化芸術基本法）の基本理念にのっとり、国内の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等の活性化を通じて心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的として、平成 24 年 6 月に施行されました。国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進めることが定められています。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 概要

① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第 2 条～第 8 条）

② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第 9 条～第 15 条）

③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第 16 条）
（出典）文化庁 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律について

(2)上位計画・関連計画

①第 11 次鳥取市総合計画

鳥取市では、令和 3 年に令和 12 年度までの展望として、市勢振興の基本的方向を示すとともに、市のめざす将来の都市像を明らかにするための第 11 次鳥取市総合計画を策定しました。まちづくりの目標 2「人が行きかい、にぎわいあふれるまち」に向けた政策に対しては、「文化芸術活動の促進」、「伝統文化の保存・継承」、「文化芸術活動・鑑賞機会の充実」が主な施策として位置付けられています。

<第 11 次鳥取市総合計画>

まちづくりの目標 2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

―政策 3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり

(3) 施策の主な内容

① 文化芸術活動の促進

- ・文化芸術によるまちづくりを推進するうえで中心となる市民主体の文化芸術活動の持続・発展に向け、文化芸術団体などに対し、必要な支援を行います。
- ・文化芸術活動が将来に向けて持続・発展していくうえで欠かせない担い手の発掘・育成を推進し、活動全体の活性化につなげます。
- ・文化芸術活動に関する情報を積極的に発信し、活動の裾野を広げるとともに、活動意欲の高揚や文化芸術に対する市民意識の高揚につなげます。

② 伝統文化の保存・継承

- ・地域の宝である伝統文化を後世にしっかりと継承していくうえで欠かせない担い手の発掘・育成を推進します。
- ・伝統文化の保存団体の活動に対する支援を行い、活動に携わる人々の活動意欲や保存・継承に対する機運の醸成につなげます。
- ・日本遺産をはじめ、地域の伝統文化の掘り起こし・保存・活用の取組を推進し、地域への誇りの醸成や他地域からの集客による地域活性化につなげます。

③ 文化芸術活動・鑑賞機会の充実

- ・文化芸術活動・鑑賞の場となる文化施設などの機能維持・充実に努め、地域での文化芸術活動の促進につなげます。
- ・市民が気軽に文化芸術に親しむことのできる機会を充実し、文化芸術に対する市民意識の高揚につなげます。
- ・文化芸術活動を行う市民などが交流を深めることのできる機会を充実し、連携による新たな取組を生み出すことで、活動全体の活性化につなげます。

②鳥取市文化芸術振興に関する基本方針

鳥取市文化芸術振興に関する基本方針では、鳥取市文化芸術振興条例（平成 21 年条例第 4 号）第 6 条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために、以下の方針が定められています。

基本方針の内容

1 文化芸術に対する意識の高揚に関すること

- ・地域の文化芸術振興に向けた機運や郷土愛を醸成するため、市民の文化芸術に対する関心の喚起や意識の高揚に努めます。
- （１）市民などによる文化芸術活動の尊重・推奨に努めます。
- （２）市民などによる文化芸術活動に関するさまざまな情報の収集・発信に努めます。
- （３）文化芸術の振興に顕著な功績のあった市民などの顕彰に努めます。
- （４）文化芸術の振興に関する施策への市民などの意見の反映に努めます。

2 文化芸術活動に対する支援に関すること

- ・地域の文化芸術活動の活性化につなげるため、市民などによる文化芸術活動の促進に努めます。
- （１）市民などによる文化芸術活動に対する支援に努めます。
- （２）市民、活動団体、文化施設、学校などの連携構築に努めます。
- （３）市民などによる文化芸術活動に必要な各種情報提供に努めます。
- （４）市民などによる文化芸術活動に必要な環境の整備に努めます。

3 文化芸術の創造、発表及び鑑賞機会の充実に関すること

- ・文化芸術に対する親近感を醸成するため、市民などの文化芸術の創作・発表・鑑賞機会の充実に努めます。
- （１）ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市民などによる文化芸術活動の場となる文化施設の機能や利便性の向上に努めます。
- （２）優れた文化芸術活動・芸術家・作品の掘り起こしや市民などへの公開に努めます。
- （３）市民などの創作・発表・鑑賞の機会の確保・提供に努めます。

4 地域の伝統に培われた文化芸術の保存、継承及び活用に関すること

- ・地域の歴史・文化を後世に残していくため、優れた文化芸術活動・作品や貴重な文化財などの保存・活用に努めます。
- （１）地域の伝統文化の保存・継承活動に対する支援に努めます。
- （２）地域にゆかりのある芸術家の優れた作品などの保存・継承に努めます。
- （３）地域の伝統文化の掘り起こし・保存・活用に努めます。
- （４）地域の伝統文化の担い手となる人材の掘り起こし・育成に努めます。

5 文化芸術を担う人材の発掘及び育成に関すること

- ・地域の文化芸術活動の持続・発展につなげるため、文化芸術の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。
- （１）地域の優れた芸術家や活動団体と小・中学校などとの連携構築に努めます。
- （２）さまざまな分野の文化芸術体験の機会の提供に努めます。
- （３）青少年のための良好な活動・鑑賞環境の提供に努めます。
- （４）若手芸術家の活動に対する支援の充実に努めます。

6 文化芸術に係る交流の促進に関すること

・地域の文化芸術活動の活性化につなげるため、文化芸術活動を通じた市民や活動団体などの交流促進に努めます。

(1) 市民や文化活動団体同士の交流の機会の提供に努めます。

(2) 交流活動に対する支援の充実に努めます。

(3) 姉妹都市をはじめとする他都市の文化芸術活動などとの連携構築に努めます。

7 文化芸術を生かしたまちづくりに関すること

・文化芸術の振興を地域の活性化につなげるため、まちづくりを進める中で、文化芸術の活用や、文化団体・芸術家などとの連携に努めます。

(1) 文化芸術を生かした魅力的な景観の形成や賑わい創出に努めます。

(2) 文化団体、芸術家などとの連携による関係人口の創出に努めます。

(3) 福祉や交通など他分野との連携による日常生活への浸透に努めます。

③鳥取市公共施設再配置基本計画

国をはじめ全国の自治体で高度経済成長期に建設した公共施設の老朽化が進み、公共施設の更新には多額の費用が必要となっていますが、人口減少や少子高齢化により財源の確保が難しいという課題が生じています。市でも同様の課題を抱えており、平成 27 年度には次世代の負担軽減を前提とした公共サービスの維持・向上に重点を置いた「鳥取市公共施設再配置基本計画」が策定されました。本計画の期間は 2054 年までであり、この期間に総量（総床面積）を 29%圧縮することを目標に掲げています。ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案して必要性を再検討し、統合・整理を検討することがうたわれています。

鳥取市公共施設再配置基本計画（第 1 版）（H28.3）

広域集会施設（ホール） 基本的な考え方

【更新時の方向性】

①周辺の公共施設との複合化を検討します。

②民間活力の導入による更新を検討します。

③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。

【配置の考え方】

・市全体で配置を検討します。

・県有施設もふくめて検討します。

・年間の稼働率が 3 年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。

【特記事項】

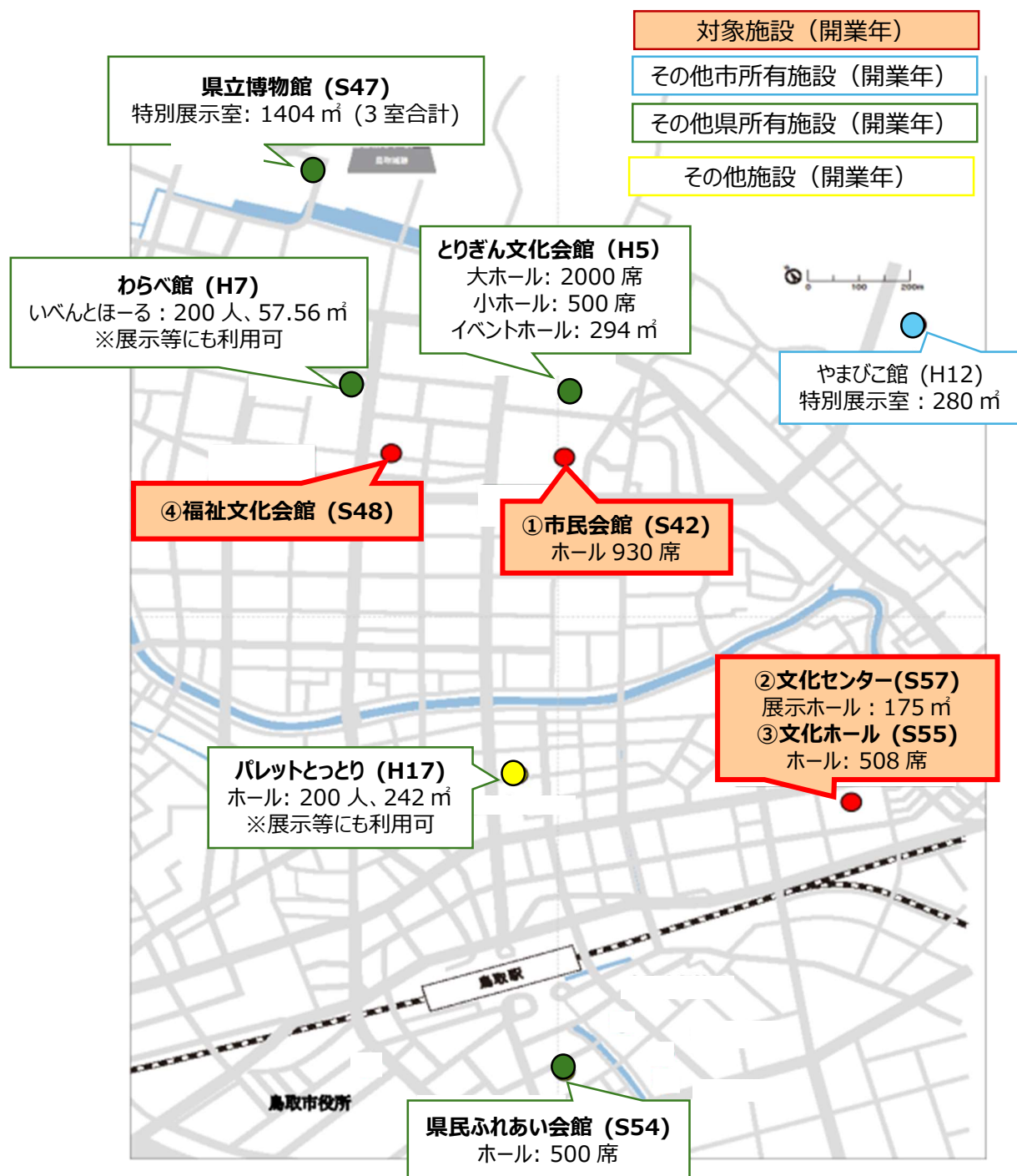
・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性和配置を再検討し、統合・整理を検討します。

2. 鳥取市内の文化施設の現状と課題

(1)対象施設の概要

本構想においては、鳥取市公共施設再配置基本計画において広域集会所（ホール）と位置付けられている施設のうち、中心拠点に立地する「市民会館」、「文化センター」「文化ホール」、及び「福祉文化会館」を検討の対象としています。

近隣には、対象施設のほか、市所有の文化施設や県所有の文化施設が点在しています。



	市民会館	文化センター	文化ホール	福祉文化会館
外観				
所在地	鳥取市 掛出町 12 番地	鳥取市 吉方温泉三丁目 701 番地		鳥取市 西町 二丁目 311 番地
開業年	昭和 42 年	昭和 57 年	昭和 55 年	昭和 48 年
延床面積	3,693 ㎡	6,098 ㎡(*)	2,487 ㎡	4,021 ㎡
敷地面積	4,137 ㎡	7,371 ㎡(*)	3,639 ㎡	1,551 ㎡
主な機能	大ホール(930 席)、 大会議室	会議室、 展示ホール	ホール(508 席)、 練習室	会議室
管理運営	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会			直営

(*)文化ホール含む

(2)各対象施設の状況

①市民会館

市民会館は、昭和 42 年に開館し、毎年 5 万人から 6 万人が利用する施設です。市が所有する文化施設としては最大規模のホールを有し、ホールや会議室を中心に利用されています。一方で、空調設備、舞台設備の老朽化やバリアフリーの未対応等、施設・設備面での課題を抱えています。

【市民会館の利用状況】

	H28	H29	H30	R1	R4	R5
利用人数（人）	57,257	51,745	60,210	66,074	37,753	45,537
稼働率（%）						
大ホール	57.0	49.2	51.6	55.9	44.7	38.1
控室 1	30.8	25.7	32.0	32.0	40.9	48.6
控室 2	28.0	20.4	26.6	27.4	30.8	39.7
控室 3	53.9	51.0	64.3	61.9	67.1	73.3
大会議室	46.7	58.5	70.1	70.9	62.2	59.5
小会議室	26.5	38.1	45.3	39.7	47.6	49.1
控室	36.0	40.6	44.9	48.4	47.8	54.0

※令和 2 年及び 3 年は、新型コロナウイルスの影響が大きいため記載を省略

②文化センター

文化センターは、昭和 57 年に開館し、毎年 4.5 万人から 7 万人が利用する施設です。会議室を中心に利用され、特に館内の中では面積の小さい会議室 1 や会議室 3 の稼働が高くなっています。一方で、屋上漏水による雨漏りの発生や非常用発電機、エレベーターの老朽化等の施設・設備面での課題を抱えています。

【文化センターの利用状況】

	H28	H29	H30	R1	R4	R5
利用人数（人）	65,241	68,497	66,402	45,602	44,483	35,673
稼働率（％）						
会議室 1	71.0	70.7	67.1	47.8	50.4	40.0
会議室 2	61.0	58.9	44.6	25.0	51.3	41.1
会議室 3	74.1	79.9	81.1	61.7	71.0	67.2
会議室 4					55.2	46.4
会議室 5					52.6	40.8
大会議室	48.7	49.4	51.5	47.2	52.1	45.3
託児室	17.3	28.8	30.1	20.3	39.6	23.9
展示ホール	40.4	41.6	38.4	34.2	54.6	50.0
多目的室					38.7	70.3

※令和 2 年及び 3 年は、新型コロナウイルスの影響が大きいため記載を省略

※空欄部分はデータなし（令和 2 年 7 月より会議室 4・5、多目的室の利用形態を変更）

③文化ホール

文化ホールは、文化センターに隣接しており、毎年 4 万人から 5 万人が利用する施設です。ホールと練習室を中心に利用されており、特に練習室の稼働が高くなっています。一方で、空調設備の老朽化や舞台照明装置等の老朽化等の施設・設備面での課題を抱えています。

【文化ホールの利用状況】

	H28	H29	H30	R1	R4*	R5
利用人数（人）	48,163	42,985	46,346	41,109	8,454	21,274
稼働率（％）						
ホール	52.6	52.9	53.1	43.3	44.0	36.4
練習室 1	77.6	75.6	76.1	69.5	65.5	65.1
練習室 2	77.6	73.9	70.9	69.8	46.8	50.1
練習室 3	80.7	84.9	87.3	77.2	35.1	49.9

※令和 2 年及び 3 年は、新型コロナウイルスの影響が大きいため記載を省略

※天井改修工事に伴う利用停止(令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 9 月 3 0 日)

④福祉文化会館

福祉文化会館は、昭和 48 年に開館し、毎年 2.5 万人から 4 万人が利用する施設です。会議室を多く備える施設として市民に利用されています。一方で、耐震性能の不備や外装・内装の劣化等の施設面の課題を抱え、改修が求められています。

【福祉文化会館の利用状況】

	H28	H29	H30	R1	R4	R5
利用人数（人）	27,944	39,804	25,973	30,713	14,131	15,417
稼働率（％）						
2F 会議室	確認中	34.1	28.0	15.7	38.1	35.2
3F-1 会議室		29.3	23.0	23.5	44.8	41.3
3F-2 会議室		27.7	21.0	25.0	22.1	23.2
3F-3 会議室		9.1	3.0	41.0	11.2	36.9
3F-4 会議室					53.5	21.8
4F-1 会議室		12.1	15.3	10.3	28.3	27.7
4F-2 会議室		19.3	18.1	15.3	23.2	19.3

※令和 2 年及び 3 年は、新型コロナウイルスの影響が大きいため記載を省略

(3)市内の他文化施設、県所有の文化施設の概要

市内には、対象施設以外にもホール機能や展示機能を有する施設があります。

県が所有するとりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）は、市内最大規模のホールであり、興行目的としても利用されています。他にも、鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館やわらべ館、パレットとっとり（市民交流ホール）がホールを有しています。

また、鳥取市歴史博物館やまびこ館や県立博物館の展示室は、市民の発表の場として利用されており、毎年開催される「麒麟のまち鳥取市美術展」の会場としても利用されています。

分類	施設名	所在地	規模 (延床面積)	主な機能
ホール	とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）	鳥取市尚徳町 101-5	19,515 ㎡	梨花ホール(2,000 席)、小ホール(500 席)
	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館	鳥取市扇町 21 番地	5,160 ㎡	ホール(487 席)
	わらべ館	鳥取市西町 3 丁目 202	5,923 ㎡	いべんとほーる(最大 200 席・可動式席)
	パレットとっとり（市民交流ホール）	鳥取市弥生町 323-1	2,526 ㎡	市民交流ホール(242 ㎡)

分類	施設名	所在地	規模 (延床面積)	主な機能
展示	鳥取市歴史博物館 やまびこ館	鳥取市上町 88	4,007 ㎡	特別展示室 (280 ㎡)
	パレットとっとり (市民交流ホール)	鳥取市弥生町 323-1	2,526 ㎡	市民交流ホール(242 ㎡)
	鳥取県立博物館	鳥取市東町二丁 目 124 番地	9,699 ㎡	第 1 展示室(515 ㎡) 第 2 展示室(515 ㎡) 第 3 展示室(374 ㎡)

3. 市民のニーズ

(1)利用者からの要望

対象施設やその他市内の文化施設を利用して文化活動を行っている人を対象として、現在抱えている課題や、今後市内の文化施設に期待することについて意見聴取を行いました。

その結果、市内文化施設はいずれも老朽化し設備や防音性の面で課題があること、バリアフリー対応が不足していること、駐車場が少ないこと等が課題として挙げられました。また、ソフト面として、文化活動を行う様々な人が交流できる場所や、気軽に自由に使える施設を求める声がありました。

(2)ワークショップ

令和 6 年 10 月から 12 月にかけては、新たな文化施設の在り方について検討するためのワークショップを全 3 回にわたり開催しました。

参加者からは、様々な活動や用途に対応でき、少人数での利用も可能な空間、また防音性の高い練習室等を望む意見が多くありました。ソフト面では、施設を利用する際の気軽さや自由さを求める意見が多く、また、利用者同士の交流や文化活動の発信・継承ができる場、学びの場を求める意見も多くありました。

【ワークショップ開催概要】

開催日	参加人数	協議事項
10 月 26 日(土)	10 名 (10・20 代を対象として開催)	・行いたい文化活動 ・やりたい活動のために必要な空間
11 月 16 日(土)	9 名	・今後の文化芸術活動 ・新たな文化施設のコンセプトとなるキーワード
12 月 7 日(土)	11 名	・他都市事例のスタディ ・新たな文化施設に必要な機能・空間(まとめ)

第 3 回のワークショップでは、第 1 回から第 2 回までの内容を総括し、各グループにて「新たな文化施設に必要な機能・空間」の取りまとめを行いました。

以下は、各グループの発表内容の概要です。

【A グループ発表内容（概要）】

○コンセプトとなるキーワード：つながる 変わる 好きになる

○必要な空間と機能

必要な空間等	求められる機能
練習室	・防音機能の確保 ・個人練習から団体練習まで対応可能 ・可動式防音扉の活用により、複数室の一体利用が可能
ホール	・音楽用小ホール、演劇・展示用ホール
展示	・複数の使い方ができる（展示室としても練習室としても利用可）
会議室	・静かな環境で会議ができる場所
交流スペース	・イベントの実施や交流の場など様々な使い方での利用が可能 ・学生が利用しやすいフリースペース等
駐車場	・十分な駐車場
ソフト面	・貸館対応にとどまらない仕掛ける人材の確保 ・気軽に利用できる施設 ・部活動の地域移行を支える場所

【B グループ発表内容（概要）】

○コンセプトとなるキーワード：人が見える・活動がみえる

○必要な空間と機能

必要な空間等	求められる機能
練習室	・音楽だけでなく様々な使い方ができる空間 ・可動式の防音壁により、スペースを区切ったり一体利用を可能とする
ホール	・自由にレイアウトが変えられて複数の用途で利用可能
展示	・多目的ホールのひとつとして大小かねて利用可能 ・デジタル展示、体験型の展示
交流スペース	・誰もが自由に出入りできる、明るい空間 ・専門家（アーティスト）がいる、相談できる場所
保管収蔵スペース	・大型楽器が保管可能
駐車場	・大容量の駐車場
ソフト面	・文化施設にまつわる事業（教育普及、キュレーション、貸館、広報）に明るい職員の配置 ・学びのある事業の実施

(3)アンケート

市民の文化活動の状況や文化施設に求めるものについて、広く意見を聴取し市民の意見を把握するため、ウェブアンケートを実施しました。

調査期間：令和6年11月28日から12月22日

調査方法：インターネット上でのオープンアンケート

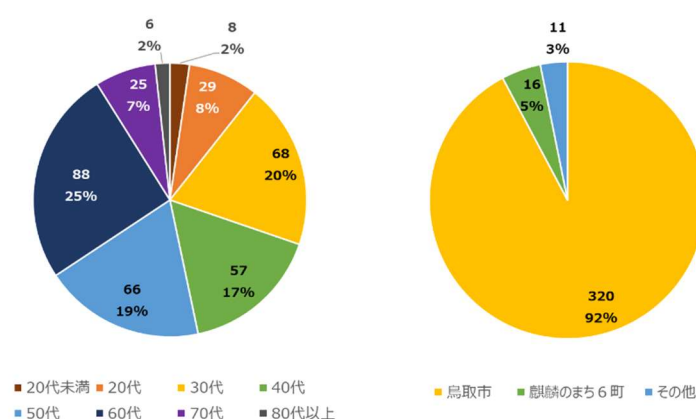
回答件数：347件

①回答者属性

i) 設問1-ご年齢

ii) 設問2-お住まい

【図表：設問1（左）、設問2（右）】

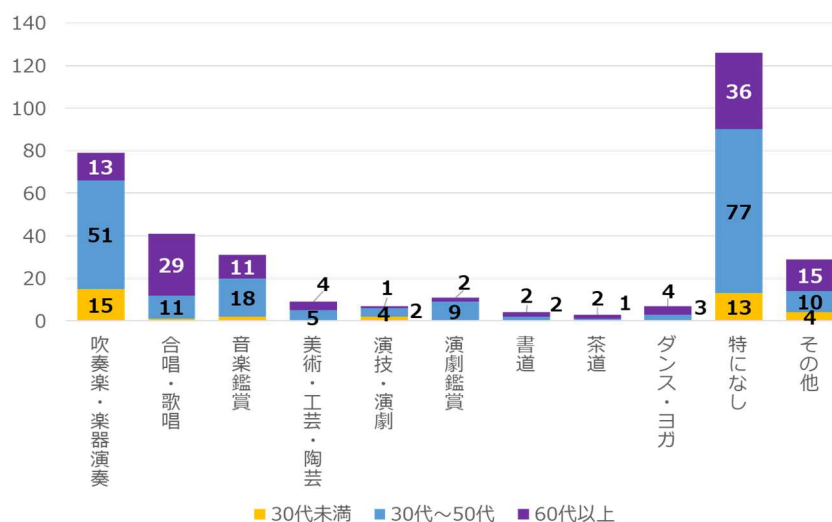


②文化活動の状況

iii) 設問3-習い事や部活動・サークル活動として、日頃から行っている文化活動はありますか。

日頃行っている文化活動は「特になし」と回答した人が126件となり、全体の36%を占めました。他方で、文化活動を行っている人は、吹奏楽・楽器演奏79件(23%)、合唱・歌唱41件(12%)、音楽鑑賞31件(9%)の順で、音楽系に関する活動を行っている方が多いことがわかりました。

【図表：設問3】

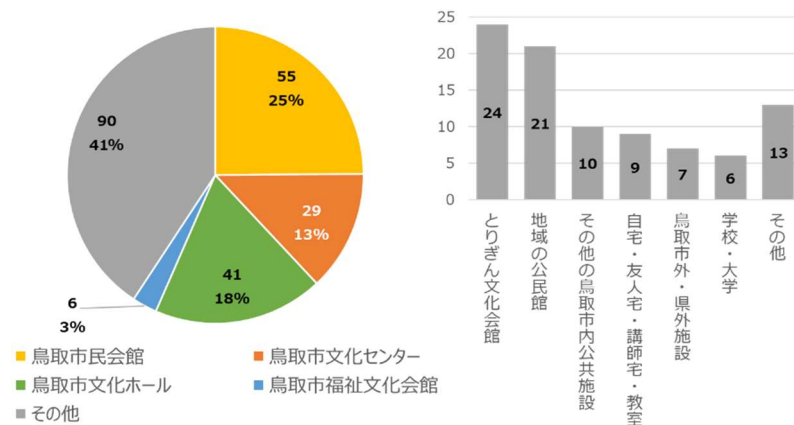


iv) 設問4-前の質問で回答した活動はどこで行っていますか。

v) 設問5-「その他」回答の内訳

日頃の文化活動では対象施設以外を利用する人が41%を占めました。次いで、市民会館55件(25%)、文化ホール41件(18%)、文化センター29件(13%)が多い結果となりました。なお、市民会館を利用する人のうち、前の質問で合唱・歌唱と答えた人は38%、吹奏楽・楽器演奏と答えた人は27%です。

【図表：設問4（左）、設問5（右）】

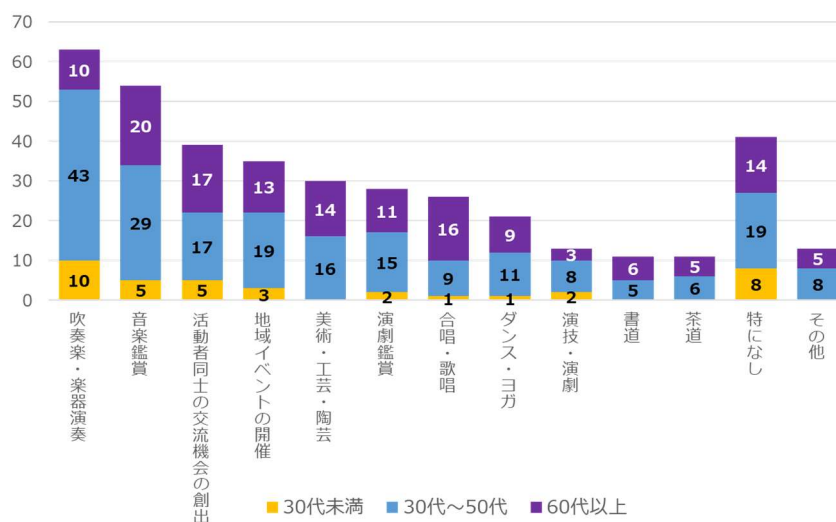


vi) 設問6-文化活動に関して、やりたいけどできないことはありますか。（複数回答可）

やりたいけどできないことについては、吹奏楽・楽器演奏(63件)、音楽鑑賞(54件)が多い結果となりました。次いで、活動者同士の交流機会の創出(39件)、地域イベントの開催(35件)という回答が多い結果となりました。

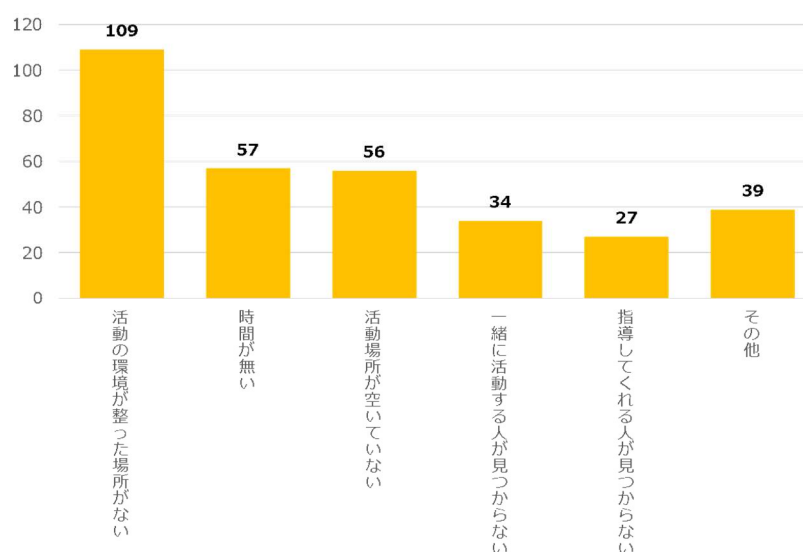
なお、吹奏楽・楽器演奏と回答した63件のうち、42件は①の質問でも「吹奏楽・楽器演奏」と回答しており、「設問-施設に求めるもの」の回答も踏まえると、気軽に、環境が整った場所で行いたいという意見であることがわかります。

【図表：設問6】



vii) 前の質問で回答したことができない理由は何ですか。(複数回答可)

やりたい活動ができない理由としては、活動の環境が整った場所がない、場所が空いていないという環境に関するものに対する回答が多い結果となりました。



③文化施設に含まれるもの

viii) 設問 8 - 鳥取市の文化施設にどのような場所・空間があれば利用したいと思いますか。(自由記述)

【多く寄せられた意見】

■ハード面（施設や機能について）

- ・ 音響の良い小中規模ホール・スタジオ
- ・ 小規模のホールやスタジオ、中規模ホール
- ・ 十分な駐車場
- ・ 施設規模に見合った十分な駐車場
- ・ 子連れや大道具の運搬時でも利用しやすい施設併設型の駐車場
- ・ 十分な練習スペース
- ・ 防音性のある練習室
- ・ 個人や少人数でも使いやすい練習室
- ・ 楽器等の収蔵・保管ができる
- ・ 休憩できる飲食・カフェなどがある
- ・ 他者と交流できる空間・機会がある ほか

■ソフト面（施設の在り方やサービスについて）

- ・ 気軽に利用できる施設
- ・ ふらっと立ち寄った時に活動できる
- ・ いつでも利用できる場所がある
- ・ 日常的にイベントやワークショップの開催がある
- ・ 常時気軽に参加できるイベントが開催されている

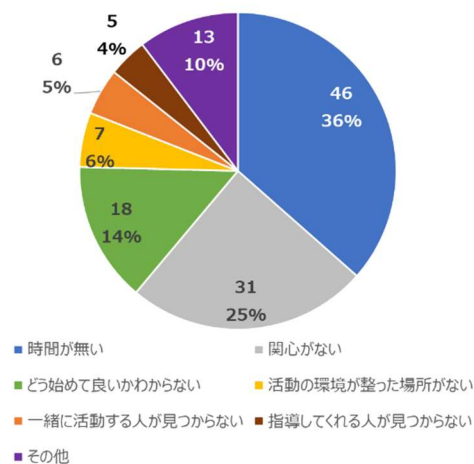
- ・ 土日や夜間にもイベントやワークショップが開催される
- ・ 子どもや若者が利用しやすい
- ・ 使用料が安価
- ・ イベントや文化活動の情報提供がされている
- ・ いつでも好きな時間に利用できる ほか

④現在文化活動を行っていない方向け

※(1)②の設問にて、日頃行っている文化活動は「特になし」と回答した人を対象

ix) 設問 9 -文化活動を行っていない理由は何ですか。

【図表：設問 8】



viii) 設問 8 -鳥取市の文化施設にどのような場所・空間があれば利用したいと思いますか。（自由記述） ※※(1)②の設問にて、日頃行っている文化活動は「特になし」と回答した人を対象として回答を抽出

【多く寄せられた意見】

- ・ 立ち寄った時に気軽に利用できる
 - いつでも立ち寄ることができ、気軽に文化活動の体験ができる
 - 時間帯が合わずに活動できないということがない
- ・ 子どもが利用しやすい
 - 子ども向け・親子向けイベントの開催
 - 子どもが遊べる空間の拡充

(4)現在の文化施設の課題とニーズとりまとめ

利用者からの意見聴取やワークショップ、Web アンケートの実施を通じて、文化芸術活動の多様化や細分化が進んでいることがわかりました。また、新たに活動をはじめることや活動を継続することのハードルの高さはあるものの、新たな文化施設が、創造・体験・学びが得られる場であること、多様な人々が気軽に交流できる場であること、それらの活動・交流を支える機能が必要とされているという示唆が得られました。

そのような内容を踏まえ、文化芸術活動を「みる・する・ささえる・つながる」という視点から、新たな文化施設に対する課題や意見を以下のように取りまとめました。

みる	・ <u>学びの要素が含まれるようなみる機会や、アートの価値観の変化等に対応したみる機会等への意見がある</u>
する	・ <u>小人数を対象とした演劇やイベントの実施主体にとっては、利用料金・活動に適した施設（規模・設備）等の関係から既存施設の利用は敷居が高く、多様なニーズに対応できていない可能性</u> ・ <u>演奏会や練習等のほか、様々な対象・内容の“する活動”に対するニーズ・要望がある</u>
ささえる	・ <u>部活交流や部活動の地域移行を支えられる場が今後は特に重要</u> ・ <u>若年層や既存施設のライトユーザーにとっては、する・みるに成長するための機会が見込みにくい</u> ・ <u>文化芸術活動の担い手・活動団体の減少を踏まえ、する活動を支える技術スタッフの育成やサポート体制を構築することで、地域の文化・芸術活動の安定的な実施や活性化につなげることが必要</u>
つながる	・ <u>人と人をつなぎ、コミュニケーションや交流ができる場に対する期待がある</u> ➢ 市民が気軽に立ち寄り、交流できる場 ➢ 文化芸術活動を行っている人同士がつながる場

II. 新たな文化施設の基本的な考え方

1. 基本理念（目指す姿）

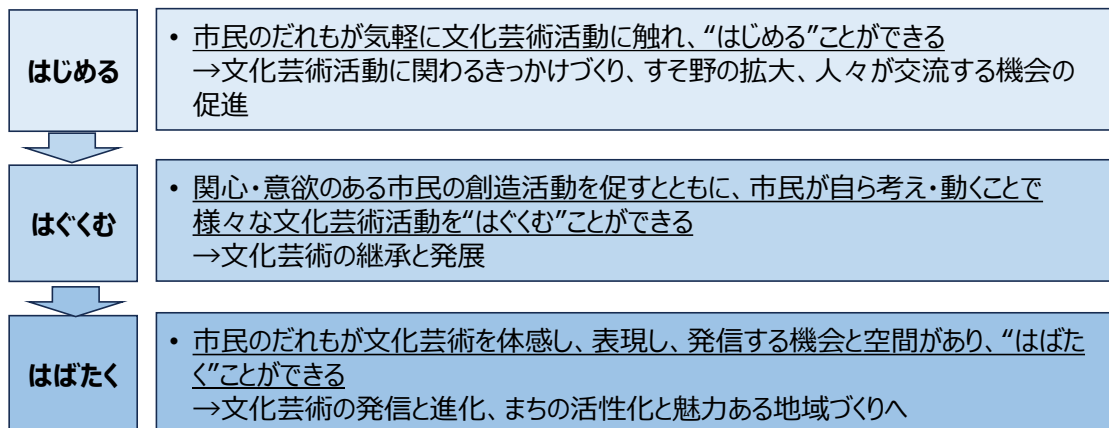
みらいをつくる Art Incubation Hub

～ひとりひとりが文化芸術に触れ、参加し、つながることのできる鳥取市の文化芸術の拠点

文化芸術は、市民の創造性や豊かな心を育むとともに、新しいものに触れ・体感することでの楽しみや感動、成長や共感をもたらします。また、あらゆる文化芸術活動やそれに伴う交流・活動を支え、発信し続けていくことは、文化芸術や地域の文化をみらいにつなぎ、鳥取のまちや地域を活性化することに貢献します。

そのため、新たな文化施設は、鳥取市の文化芸術の拠点として、これまで文化芸術に触れる機会の少なかった市民も気軽に活動を始めることができる環境をつくと同時に、文化芸術活動に関心・意欲のある市民の活動を支え・育むことのできる施設を目指すとともに、人々が集い・つながることのできる環境整備を行います。

市民ひとりひとりが文化芸術活動とのかかわりにおいて、どのステージでも、どのようなかかわり方でもできるよう、「はじめる」「はぐくむ」「はばたく」の3つの活動のステージに対応できる拠点を目指します。



2. 新たな文化施設の役割

基本理念を実現するため、新たな文化施設は以下の役割を果たす場所、空間となることを目指します。

(1) オープンな雰囲気、市民のだれもがアクセスでき、参加できるフレンドリーな場となる

【Open/Friendly/Accessibility】

- ・だれにでも開かれ、日常的に気軽に利用できる空間
- ・常に何かの活動が行われており、だれでも参加できる、身近に感じられる空間
- ・文化芸術に触れるきっかけとなる空間
- ・初心者も気軽にはじめることができる場

(2) 多くの人が集い交流することができる場(2)ひとりひとりが多様な活動で創造し表現することを促す場となる

【Creativity/Expression】

- ・特定のジャンルに縛られず、市民の多様な文化芸術活動に対応できる場
- ・新しいものとの出会いがあり、新たな創造活動につながる空間
- ・体験や学びとともに、一から創造する体験ができる場
- ・人が見える、活動が見える空間
- ・癒しを得る、生きていく活力になるような体験が自主的にできる空間

(3) 市民が自らの成果を発表・発信できるとともに、新しい文化芸術活動も体感できる場となる

【Experience/Edge】

- ・市民が自らの文化芸術活動の成果を表現し、発信することができる場
- ・あらゆる市民が文化芸術に触れ、多様な文化芸術作品を体感できる空間
- ・ここに来たら新しい・最先端の何かを見る・体感することができる場
- ・県内の伝統工芸や伝統芸能を含め、鳥取の文化を守り・地域で繋げていく芸術の拠点

(4) 多様な人々をつなぎ、活動し続けられる支えあう場となる

【Connect/Develop/Communicate】

- ・活動や情報、鳥取の魅力の発信がされている空間
- ・活動間の情報交換・交流・連携を促す空間
- ・他施設の情報・連携が取れている
- ・市民の活動をサポートし、文化芸術を継承し、創造し、発展させる

(5) 活動を支えるために、みらいにわたり持続可能な施設・事業運営ができている場となる

【Sustainable/Compact】

- ・活動の身の丈にあった、真に必要な機能がある空間
- ・持続可能な体制、持続可能な運営が行われている施設
- ・市民が文化活動や施設運営に関わるなど、市民の主体性が発揮される施設

3. 既存施設の取扱い

- ・福祉文化会館：耐震性がないため、機能は廃止・解体する
- ・市民会館、文化センター・ホール：当面は改修して使用を継続するが、「整備のイメージ

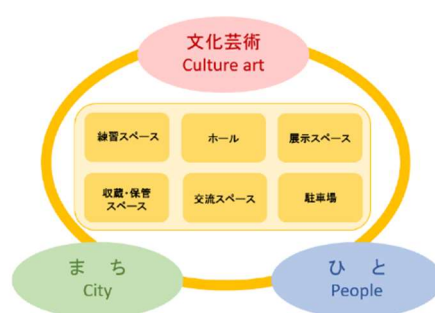
(例)」に示す通り、整備する立地や規模等を踏まえた計画に応じて、建替えもしくは改修を行う

Ⅲ. 新たな文化施設の機能

1. 施設機能

「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」で示された機能イメージ（右図）と「Ⅲ.新たな文化施設の基本的な考え方」や有識者会議・ワークショップなどの意見を踏まえ、新たな文化施設では「ホール」「練習」「交流」「展示」「収蔵・保管」「駐車場」と「育成・発信」の7つの機能を備えます。

■新たな施設に導入する機能のイメージ



(1)ホール機能 ～多様な市民活動に対応可能なホール機能

○想定する用途・利用イメージ

新たなホールでは、現在の施設の利用実態や市民・団体・関係者などのニーズを踏まえ、市民の文化芸術活動や学校行事での利用に対応可能な多目的での利用を想定します。具体的には、現在の文化ホールで利用されている幅広い用途（例：音楽・舞踊・演劇公演、式典・発表会・イベントなど）に対応できるようにします。

○規模

現在の市民会館、文化ホールの利用状況やとりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）とのすみ分け、今後の鳥取市の人口動態などを踏まえて、客席数は【300～600席】程度を想定します。

○考慮すべき性能

音楽・演劇など様々な文化芸術を鑑賞できるようにするために、客席は音響効果や舞台の見やすさに配慮した計画とします。

また、開演前や休憩時間に利用するホワイエ、楽屋、バックヤード・搬出入、ホールに付随する楽器の保管庫など、ホールの機能を発揮するために必要な関連施設は、ホール利用者の利便性や使いやすさ、施設機能を踏まえたスペース（規模）、動線などを考慮します。

具体的な性能、計画については、今後、類似施設の状況の調査分析や性能に関する調査を行い、十分に検討を進めます。

(2)練習機能 ～様々なニーズに合わせた練習室

①防音性能の高い練習室

○想定する用途・利用イメージ

少人数から中規模の団体による利用や、リハーサル利用も想定した練習室を整備します。

練習室は、防音性能を確保し、楽器練習、合唱団・合奏団による練習利用、劇団やダンス・バレエの利用、さらに小規模イベントの開催利用等にも使える性能を備えます。だれでも、どのような活動にも対応可能な練習室を目指します。

○規模

- ・少人数向けの練習室：約【20】㎡
- ・中規模の団体向けの練習室：約【40～80】㎡
- ・リハーサルを行うことのできる大規模な練習室：約【200㎡】

※練習室の数は基本計画の中で具体的に検討します。

○考慮すべき性能

練習室には、ピアノや踊り・ダンス等に適した大型ミラーを設置するなど活動内容を踏まえた設えとします。さらに、一部の練習室にはバトン(*)を設置することで練習室を用いた小規模イベントにも対応したり、防音効果のある可動式間仕切り壁を用いることで複数の練習室を一体利用を可能とするなど、多様な使い方ができる計画とします。

(*)バトン：天井付近にものを吊る棒のこと。バトンがあることで、幕や照明などを釣ることができ、イベントにも対応可能となる

②文化活動を表現する・見ることのできる練習室

○想定する用途・利用イメージ

音楽・演劇・舞踊などの利用を想定し、練習室の外から活動の様子を見ることがのできる練習室を整備します。練習室で活動している人は、外に向けて自らの表現活動を日常的に見せることもできる場となるほか、通りかかった人も色々な活動を気軽に見て楽しめる空間となります。

また、練習室と交流スペースなどの他の諸室と一体利用もできる施設計画とすることで、小規模イベントや公演、展示など多目的の利用ができることも可能となります。

○規模

①の練習室と同様、大きさや設えの異なる複数の見える練習室を整備します。

- ・少人数向けの練習室：約【40】㎡
- ・中規模の団体向けの練習室：約【100 ㎡】

○考慮すべき性能

練習室の一部をガラス張りとするなどで、外から見えるようにします。「人が見える」「活動が見える」ことで、文化芸術活動に触れるきっかけや新しい発見を得られる場となることが期待されます。前述の通り、多様な利用ができるように見える練習室と他のスペースとの一体利用もできる柔軟性のある計画とします。

(3)交流機能

①市民活動を支え、交流を促すことのできる『交流スペース・会議室』

○想定する用途・利用イメージ

こどもから大人まで、学生や社会人など、誰でも気軽に使用することのできるオープンな雰囲気交流スペースや会議室を確保します。「市民の交流の場」「学習やビジネスユースもできる場」「文化芸術のつながりの場」の3つの場・空間となることを想定します。

- ・市民が気軽に立ち寄り交流ができる場：文化芸術に限らず、市民が情報交換や休憩、会議などができるスペース
- ・学習・ビジネスユース等目的性を持った利用ができる場：市内外の学生や社会人などが学習を行ったり、ビジネス利用もできるスペース
- ・文化芸術活動をしている人とのつながりの場：同じような文化芸術活動をしている人・団体が情報交換や会議をしたり、異なる分野の文化芸術活動をしている人・団体同士が情報を得たり、つながることができるスペース

○規模

- ・交流スペース：約【200】㎡
- ・会議室：少人数（5～6名）から中規模（30名）が収容できる会議室を複数

○考慮すべき性能

交流スペースは、基本計画において具体的な検討を進める中で、利用イメージに応じた性能を確保した計画とします。

会議室は音漏れのない性能とします。また、防音性能を備えた間仕切りを使用し、複数の部屋を一体的に利用することで大人数の利用にも対応できる計画とします。

②市民の誰もが創造し・表現することのできる文化芸術に係る『クリエイティブ空間』

○想定する用途・利用イメージ

以下のようなクリエイティブな活動を行うための空間・場を整備します。

- ・新しいものとの出会いや最先端の最先端の何かを見る・体感できる、製作活動ができるなど新しい思考・創造を表現することのできる場
- ・特定のジャンルに縛られない多機能に活用可能なスペース
- ・集まる人々によって新しい風景が生まれる場

○規模

多様な活動に対応できる多目的スペースで、規模は【●●】㎡程度を想定します。

○考慮すべき性能

平土間で演出を伴う活動や鑑賞もできるような多機能な空間を想定するか、製作ができる場所をイメージするかなど、空間の活用イメージについて第4回有識者会議で議論。議論を踏まえて追記の予定

(4)展示機能 ～使い勝手の良い展示スペース兼イベントスペース

○想定する用途・利用イメージ

現在の文化ホールで行われている美術、書道、華道などの展覧やイベント、大人数の集会等、多目的な利用に対応できる展示空間を整備します。

○規模

複数の展示スペースを設けることとし、全体で約【600】㎡の展示空間を確保することを検討します。

○考慮すべき性能

市民の活動内容を踏まえた設え（例：流し台の設置等）、展示のしやすさや搬出入時の使い勝手の良さにも配慮した計画とします。

複数のスペースを一体利用できる可変性のあるつくりとすることで、小規模な展示・イベントだけでなく、比較的規模の大きな催しにも対応できる柔軟な使い方のできる施設を目指します。

(5)収蔵・保管機能 ～収蔵と展示を兼ね備えた『見せる収蔵庫』

○想定する用途・利用イメージ

地元芸術家などの作品の収蔵の保管に対応可能な収蔵・保管機能の整備を目指します。整備にあたっては、収蔵・保管機能に見せる機能を加えた「見せる収蔵庫」の可能性も検討します。

○規模

市として収蔵・保管すべき収蔵品の数に応じて検討します。

○考慮すべき性能

収蔵・保管室の一部を、ガラス張りとすることで外から見える収蔵庫とすることを検討します。見せる収蔵庫とすることで、市民が貴重な作品に触れる機会が増え、文化芸術活動に関わるきっかけとなることも期待されます。見せる収蔵庫の整備事例は少ないため、国内外の事例を調査し検討を行います。

現在、市として収蔵・保管機能を有していないため、今後、収蔵のあり方に係る検討、収蔵・保管が必要な収蔵品の確認・判断を行う体制の構築・人材の育成などが必要になります。

(6) 駐車場 ～利用者の使いやすさに配慮した駐車場

○想定する用途・利用イメージ

施設駐車場法及び条例等において必要な駐車場を整備するとともに、車椅子利用者等の駐車場所を確保します。

○規模

新しい文化施設の整備場所を踏まえて、今後、基本計画の策定において具体的な検討を行います。

(7) 育成・情報発信機能 ～様々な市民活動を支えるための各種支援・情報発信を行う機能

○想定する用途・利用イメージ

専門家だけでなく、市民の創造・表現などの活動をサポートすることのできる、情報収集・発信の空間を設けます。例えば、創造活動に関する相談機能を設けることや、子供から大人まで幅広い世代を対象にしたイベント・ワークショップの企画・開催の実施を行うことができる機能・空間を想定します（例：子供向けのワークショップ開催、親子参加型のイベント開催、中高生向け、美術・芸術に触れる体験の場、人材育成のための学びの会など）

○規模・その他

育成・情報発信機能は、単体でスペースを確保するのではなく、例えば、人々が行きかう交流スペースや施設のアトリウムなどの共用部などとの兼用を行うことを想定します。

育成・情報発信機能を実現するための体制のあり方、提供する具体的な内容や規模については、基本計画において検討します。

2. 施設計画・整備において配慮する事項

新たな文化施設の検討を進めるにあたり、以下に配慮した計画を進めます。

(1)親しみやすく、市民の交流が促進される施設

採光や開放感に優れたアトリウム空間などを設け、明るく親しみやすい施設とします。また、市民が気軽に足を運べる、運びたいような施設となるよう、市民交流が促進されるような共用部のあり方、空間のあり方を検討します。

(2)多目的での利用に柔軟に対応できる計画

一つの用途に縛られず、多目的での利用ができるよう、柔軟性のある施設計画を行います。また、必要に応じて隣室と一体利用できるような配置・施設計画とすることで、ニーズに応じた使いやすい施設、また、コンパクトで真に必要な機能がある施設づくりを目指します。

(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインの対応

新たな文化施設は、こどもから高齢者、障がい者などを含め、様々な市民、市外から訪問客などの人の利用が想定されます。そのため、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応し、あらゆる人が安全・安心・快適に利用でき、誰もが使いやすい施設とします。

(4)まちとのつながりのある施設

鳥取市の文化芸術の拠点として、だれにでも開かれ、日常的に気軽に利用できる施設になるために、外に開かれ、まち・人とのつながりができるような、回遊性や賑わいの創出のしやすさを念頭に置いた計画を行います。

3. 施設計画・規模に関する基本的考え方

今後、7つの機能とそれに付随する諸室の内容、共用部のあり方、動線・配置計画などに関する検討を行い、具体的な施設計画や規模を具体化しますが、再編後の施設は、既存の施設（市民会館、文化センター・ホール、福祉文化会館）から約3割減の規模を目指して整備します。

施設の立地については、既存施設の建て替えのほか、現在、鳥取駅周辺再生基本計画がすすんでいる鳥取駅周辺なども想定されます。また、既存施設の統合・再編については、すべての機能を統合して単体の施設として一か所に整備するケース、機能をいくつかに分けて複数の拠点で整備するケースも想定されます。

今後、関連計画における検討や鳥取市公共施設再配置のあり方、さらに新たな文化施設に係る基本計画の検討を進める中で具体的な立地や規模等を検討します。

IV. 整備・運営手法について

手法の例を記載

V. 管理運営の考え方

1. 管理運営の基本的な考え方

2. 運営組織

第4回会議での議論を踏まえて追加予定（これまでの議論を踏まえると、以下の3つの視点から記載するイメージ）

- ・市民が参加できる管理運営
- ・専門家の関与のあり方
- ・地域とのかかわり

VI. 今後の進め方

1. 今後のスケジュール

2. 基本計画の策定に向けて

今後追記

資料編

- ・市内のホール等文化施設の概況
- ・ワークショップの結果概要